

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：美咲町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

- (1) 旧加美町棚田
- (2) 旧三保村棚田
- (3) 旧打穴村棚田
- (4) 旧大坪和村棚田
- (5) 旧西川村棚田
- (6) 旧坪和村棚田
- (7) 旧倭文西村棚田
- (8) 旧江與味村棚田
- (9) 旧吉岡村棚田
- (10) 旧飯岡村棚田
- (11) 旧南和気村棚田
- (12) 旧北和気村棚田

| 地 域 | 1/20 田 (㎡) | 15° 畑 (㎡) |
|---------|---------------|--------------|
| 旧加美町棚田 | 911,626 | 3,802 |
| 旧三保村棚田 | 130,119 | 0 |
| 旧打穴村棚田 | 314,584 | 17,651 |
| 旧大坪和村棚田 | 821,977 | 40,566 |
| 旧西川村棚田 | 348,302 | 4,494 |
| 旧坪和村棚田 | 1,254,324 | 23,018 |
| 旧倭文西村棚田 | 369,003 | 40 |
| 旧江與味村棚田 | 62,790 | 2,073 |
| 旧吉岡村棚田 | 255,460 | 0 |
| 旧飯岡村棚田 | 16,073 | 0 |
| 旧南和気村棚田 | 344,471 | 0 |
| 旧北和気村棚田 | 394,821 | 305 |

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

令和11年度まで中山間地域等直接支払制度で82協定、855.4haを維持する。

令和11年度まで地域の担い手などが活用するため、遊休農地の発生を防止する。

- ・担い手の確保

令和11年度までに新規就農者を5名以上の確保を目指す。

令和11年度までに地域ぐるみで棚田に係わる課題解決を図るため小規模多機能自治組織との連携や農村RMOを育成する。

- ・生産性・付加価値の向上

令和11年度までに担い手等への農地集積率を14%から15%に増加させることを目指す。

スマート農業機械を各地域に1台以上の導入を進める。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和11年度まで主食用米作付面積で現状の740haを維持する。

- ・自然環境の保全・活用

令和11年度まで子どもたちが農作業体験できるイベントを全地域のいずれかの地域で年1回以上実施する。

- ・鳥獣被害防止対策及び捕獲個体の利活用

令和11年度まで有害鳥獣を年平均1,200頭以上捕獲し、ジビエなど捕獲個体を新たな資源として有効活用できる方法を研究する。

- ・良好な景観の形成

令和11年度まで、景観作物としてそば等の播種を10ha程度行い、交流イベントの一環として行う。

集落全体で地域の草刈りや遊休農地の維持管理を行う。

- ・伝統文化の継承

田植えなど米作りや棚田での農業の歩みといった地域の農業の歴史を地域の子どもたちへ伝える活動を年1回以上行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和11年度まで都市農村交流として農作業体験などのイベントを年1回以上実施する。

令和11年度までに15軒程度の空き家を空き家バンクへ登録するなど、新たな担い手確保に向けて利活用する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

棚田を活用したレクリエーションを実施し、観光客の誘致を図る。

- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進

令和11年度までに町内の特産品を原料とした新たな商品の開発を1品目以上目指す。

3 計画期間

令和7年4月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を示した文書（別添2）に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

中山間地域等における農業生産活動の継続のため、中山間地域等直接支払制度の活用促進を図る。

農業法人化等を推進し、耕作放棄の発生を未然に防止する。

- ・担い手の確保

地域や産地と連携して農用地や住居を確保するとともに、就農・移住相談会等での募集を行うなど、新規就農研修制度等を活用しながら、担い手の確保を促進する。また、地域住民との話し合いを進め、小規模多機能自治組織と棚田地域の振興に向けた連携や農村RMOの組織化を進め地域ぐるみで棚田保全を進める。

- ・生産性・付加価値の向上

農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。

集落営農組織や農業法人、新規就農者等意欲のある担い手に農地を集約する。

地域全体の農作業の省力化を図るため、共同利用可能な農機具の導入のほか、自動草刈り機やドローンによる農薬散布などスマート農業を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

棚田米をはじめ、ぶどう等の地域の作物のブランド化を図るとともに、販路を拡大する。

- ・自然環境の保全・活用

子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付けや収穫などを体験する事業を実施する。

- ・鳥獣被害防止対策及び捕獲個体の利活用

鳥獣害対策のため、既設の防護柵の管理や補修、檻の設置等を推進する。また、捕獲個体の活用方法を検討する。

- ・良好な景観の形成

農作物の作付けを行わない棚田においては、地域住民や都市住民との交流を図りながら維持管理や保全を行う。年数回の除草、景観作物の播種等。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

農作業体験等のイベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、都市住民との交流から、移住定住へ向けた取組を行う。

- ・ 棚田を観光資源とした地域振興

棚田の草刈りなど景観の維持管理を行う。

- ・ 6次産業化の推進

棚田米に限らず、ぶどう等地域の特産品を原料とした新たな商品の開発・製造・販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、指定棚田地域振興協議会に参加する者及び団体並びに各棚田地域で耕作を行う農業者及び地域住民である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

美咲町、農業委員会、農業者、各種団体等で構成。

参加者の名称については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別紙) 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名